

地域金融機関の職員様向け

NEWS LETTER

2010.12. Vol.10

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 ほこだて法務事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『亡き義理の叔母の相続人と連絡を取りたい』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『「歩く」ことの効用』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



身近な法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、行政書士のほこだてです。

先日、仕事用に「HONDA スーパーカブ 110」を導入しました。



私は仕事柄、役所に行くことが多いのですが、お役所というのはたいがい主要駅から離れた場所にあるもの。

電車より、バイクの方が仕事上での機動力が上がるとの考えです。

ちなみに私のバイク歴は高校時代からですが、乗るのは実に7年ぶり。

安全運転を心がけながら、これから更にフットワーク良く仕事にまい進して行きたいと思います。

<サポート事例>

『亡き義理の叔母の相続人と連絡を取りたい』

先日、お取引先の信用金庫様の営業店経由で、「相続人確定のための戸籍調査」のご依頼がありました。

お亡くなりになったのは、一人暮らしのおばあさんKさん。すでに10年ほど前にお亡くなりになっていたご主人との間には子供がおらず、兄弟姉妹や親戚との付き合いもほとんどなかったそうです。Kさんの葬儀は、近くに住んでいたKさんのご主人の甥にあたるTさんによってひっそりと執り行われました。

さて、そこで問題となったのが、残されたKさんの預金の取り扱いでした。

義理の甥にあたるTさんには、相続権はありません。Tさんからご相談を受けた営業店職員様は、まずKさんの戸籍を遡って、相続人を確定する必要があるとアドバイスをされました。

先にお亡くなりになっていたご主人との間に子供がいなかったため、兄弟姉妹が相続人になるパターンです。しかし、末っ子であったKさんの兄姉6人は全員明治生まれですでお亡くなりになっています。とすると、相続人はその甥姪達。少なくとも十数人になりそうです。

これではTさん本人はもちろんのこと、営業店においても調べるのは大変、ということで当事務所に戸籍調査のご依頼があったのでした。

つづき↓

<サポート事例>

『もし、離婚した前夫との間に子供がいたとしたら?』

TさんはKさんの相続人ではないため、「正当な理由（葬儀費用等の立替え）を有する第三者からの請求」ということで戸籍取得用の委任状をいただき、早速当事務所で調査を開始しました。

すると、Kさんの戸籍をさかのぼっていく中で、途中20~30才代の頃に6年間の空白の期間があることに気づきました。そう、Kさんはその時期、別の方と一度結婚し、離婚をしていたのです。

もし、離婚した前夫との間に子供がいたとしたら、甥姪達ではなく、その子供が相続人となります。すぐさま前夫の本籍地がある某県市役所にて調査

したところ、お一人、Kさんの子供さんがいらっしゃる事が判明しました。最終的に、相続人はその方お一人ということで確定しました。

もっとも、ご依頼人であるTさんの目的は、相続人の方にKさんの預金の払い戻し手続きをしてもらい、そのお金で自身が立替えているお金を精算してもらおうこと。当事務所の業務としては、相続人を確定し、戸籍の附票から相続人の方の住所地までをお調べしましたが、これからTさんは、その相続人の方と連絡を取り、これまでの事情をご説明し、払い戻し手続きを実際に進めてもらう必要があります。

当事務所としては、Tさんの目的が達成されるまで、その後の進捗を見守り続けたいと思います。

<相談業務引き出しメモ>

『「歩く」ことの効用』

現在私は、プライベートな活動として地元上井草のまちづくり団体「まちづくり上井草」(<http://kami-igusa.jp>)のお手伝いをしています。

主な活動としては、区の助成金や会員・地域住民から募った「みどりの基金」を原資に、上井草駅周辺エリアの緑化など、景観を中心としたまちなみづくりを行っています。

その仲間達とよく行うのが、地元エリアの「まち歩き」。地元を仲間とそぞろ歩くことで、普段気づかないでいる地域固有の価値を見出そうという試みです。「ここの屋敷林は地域の宝だよね」「この

道にケヤキが植わるともっと素敵になるのに」など、毎回新たな発見があり楽しく歩いています。

実は先日、いつも大変お世話になっている信用金庫次長様も同じようなお話をされていました。

いわく、外回りは歩きが一番とのこと。「閉店した」「新しい店ができた」など、歩くことでちょっとしたまちの変化に気づく。それに、自転車より歩きのほうがお客さんから声をかけられやすい。だから普段から歩くようにしている、とおっしゃっていました。

地域密着型の活動において「歩く」ことは、様々な気づきや発見が得られ、また地域の人々との絆が育まれる、といった効用があるようですね。

<編集後記>

NHK大河ドラマ『龍馬伝』が前回の放送でついに最終回(!)を迎えてしまいました。「みんなが笑って暮らせる国をつくりたいがじゃき」と、常々自分の思いを仲間にとって聞かせていた龍馬。自分の利益を超えたことのために活動したい、目的実現のために自分の命を使い切りたい、という龍馬の生き様に感動しました。総集編は12/29・30二夜連続放送(!)だそうです。見逃せませんね。

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。(内容:「顧客相談の対応力アップ」、「相続・遺言 無料相談会」、「遺言書作成講座」など)

お気軽に
ご連絡ください

ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー

行政書士 ほこだて法務事務所

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子
『間違いない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料請求受付中

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

☞ ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> ほこだて法務事務所 検索

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。